



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *74 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)
- 告示
 - 958 労働条件等実態調査の実施 (統計課)
 - 959 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)
 - 960 和歌山県警察情報管理単体パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 選挙管理委員会告示
 - 100 政治団体の設立の届出
 - 101 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 102 政治団体の解散の届出
 - 103 政治団体の収支報告書の要旨
 - 104 資金管理団体の届出事項の異動の届出
 - 105 政治団体の収支報告書の要旨
 - 106 和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨
- 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- 県有財産売却公告 (管財課)
- 和歌川河川公園における指定管理者の募集 (河川課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 入札公告 (警察本部)

規 則

和歌山県規則第74号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条中「注5」を「注8」に、「知事の指定する小型船舶けい留施設」を「規則で定める区分」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第13条関係)

区分	港湾名	施設名	場所	備考
1級	和歌山下津港	築港小型船舶けい留施設	和歌山市築港一丁目地先	浮さん橋
2級	和歌山下津港	湊第一小型船舶けい留施設	和歌山市湊地先	その他
3級	和歌山下津港	湊本町小型船舶けい留施設	和歌山市湊本町三丁目地先	その他
		材木丁小型船舶けい留施設	和歌山市材木丁地先	その他
		琴ノ浦小型船舶けい留施設	和歌山市毛見地先	その他
		大浦左岸小型船舶けい留施設	和歌山市西浜地先	その他

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第958号

和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査の目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成するため

2 調査事項

事業所の現況、賃金・労働時間、定年制、育児・介護休業制度等、パートタイム労働者、公益通報者保護法、人事・労務管理

3 調査の範囲

(1) 地域 和歌山県全域

(2) 産業 日本標準産業分類に基づく次に掲げる産業とする。

建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 事業所 県内に所在する次に掲げる民営事業所

- ア 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は主たる事業所）
- イ 常用雇用者が10人以上30人未満の単独事業所及び本所の中から産業分類及び従業員を基準として抽出した600事業所

4 調査期日

平成19年7月31日現在で実施

5 調査の方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式とする。

和歌山県告示第959号

和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称

和歌山県教育ネットワーク整備事業の機器等の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

3 落札者を決定した日

平成19年7月2日

4 落札者の住所及び氏名

NTT西日本・富士通リース コンソーシアム

（コンソーシアム代表者 西日本電信電話株式会社）

大阪市中央区馬場町3番15号

5 落札金額 金186,028,920円

（うち消費税及び地方消費税の額8,858,520円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年5月22日

和歌山県告示第960号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。）第167条の5第1項、自治法令第167条の5第2項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察情報管理単体パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達物品

和歌山県警察情報管理単体パソコン

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）でないとき

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の製品カタログ、性能評価表及びセキュリティ対策ソフトの機能説明書

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごと

に提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在る都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察本部が示す仕様書に準拠する機器の製品カタログ、性能評価表及びセキュリティ対策ソフトの機能説明書

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(ス) コンソーシアム協定書

(2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年7月31日(火)から平成19年8月13日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に

掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年8月9日(木)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
1F会議室

(2) 日時

平成19年8月6日(月)午後2時から

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年8月10日(金)から平成19年8月17日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2246)

6 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年9月10日(月)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を締結し、適正に履行した実績がある者であること。

カ 営業品目に賃貸借を有する者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

ク 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

(2) コンソーシアムとして参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、キ及びクに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオ及びカに掲げる要

件をすべて満たしていること。

8 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年8月24日(金)までに通知する。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年9月3日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年9月7日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
石原かずま後援会	石原久男	石原員馬	有田郡広川町大字井関407	平成19.6.15	政治団体	
窪田典央後援会	窪田典央	福本忠明	伊都郡かつらぎ町平1164	平成19.6.18	政治団体	
世耕弘成かつらぎ町後援会	山本恵章	田和弘満	伊都郡かつらぎ町大字笠田中404-8	平成19.6.20	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
てらもと眞一後援会	代表者	横濱義憲	河村正吾	平成19.6.6	政治団体	
世耕弘成後援会有田市支部	主たる事務所の所在地	有田市初島町里2083	有田市初島町里2100-3	平成19.6.11	政治団体	
山崎高章を励ます会	代表者	東山等	坂田伊佐男	平成19.6.11	政治団体	
若人会	主たる事務所の所在地	御坊市蘭874-9	御坊市湯川町富安1935-1	平成19.6.11	政治団体	
	代表者	芝充彦	榎木正	平成19.6.11	政治団体	
前田雄治後援会	代表者	前山喜弘	山村勝治	平成19.6.14	政治団体	
	会計責任者	阪口義彦	吉田昌信	平成19.6.14	政治団体	
松本みつお後援会	会計責任者	船谷武弘	阪口久喜巳	平成19.6.25	政治団体	
自由民主党岩出市支部	主たる事務所の所在地	岩出市高瀬74-2	岩出市荊本170	平成19.6.27	政党の支部	
古川まさのり後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市秋月75-2	平成19.6.27	政治団体	

自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁16番地汀丁ビル	和歌山市南汀丁22番地	平成19.7.2	政党の支部	
九十九会	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町江川548	日高郡印南町印南1957	平成19.7.4	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
のんちゃん歩む会	松尾和己	平成19.6.12	平成19.6.12
和歌山県私立幼稚園振興政治連盟	田村敬弘	平成18.12.31	平成19.6.12
小嶋英嗣後援会別名「うばめ会」	野生義	平成19.6.12	平成19.6.15
いずみ行洋後援会	谷口源一	平成19.7.9	平成19.7.10

和歌山県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	のんちゃん歩む会	和歌山県私立幼稚園振興政治連盟	小嶋英嗣後援会 別名「うばめ会」	いずみ行洋後援会	
報告年月日	平成19年6月11日	平成19年6月12日	平成19年2月2日	平成19年3月19日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額	0	2,075,236	0	0	
ア 前年繰越額	0	461,050	0	0	
イ 本年収入額	0	1,614,186	0	0	
2 支出総額	0	430,000	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		1,614,080 42		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入		106		
	4 支出の内訳				
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		58,000 50,000 8,000		
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		372,000 120,000 252,000		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)					

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	のんちゃん歩む会	小嶋英嗣後援会 別名「うばめ会」	いずみ行洋後援会	
報告年月日	平成19年6月12日	平成19年6月15日	平成19年7月10日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合は内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった

ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
古川まさのり	和歌山市議会議員	古川まさのり後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市秋月75-2	平成19.6.27
花田健吉	和歌山県議会議員	九十九会	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町江川548	日高郡印南町印南1957	平成19.7.4

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成17年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	原ひでお後援会		
報告年月日	平成19年4月2日		
資金管理団体の届出をした者の氏名	原日出夫		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員		
1 収入総額	59,250		
ア 前年繰越額	59,250		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況	
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第106号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書

の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行和歌山県議会議員一般選挙(和歌山市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,531,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	永井佑治	所属党派	無所属	期間 4月19日から 5月28日まで 第2回分
出納責任者氏名	久保光男			

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 円
	家屋費 円
	選挙事務所費 円
	集会会場費 円
	通信費 120,000 円
	交通費 円
	印刷費 1,278,460 円
	広告費 円
	文具費 円
	食糧費 円
その他の寄附 件 円	休泊費 円
その他の収入 500,000 円	雑費 9,600 円
今回計 500,000 円	今回計 1,408,060 円
前回計 1,000,000 円	前回計 872,794 円
総計 1,500,000 円	総計 2,280,854 円

報告書受理年月日	平成19年6月28日	第2回報告分
----------	------------	--------

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったの

で、平成19年7月9日以降無効とする。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
50リットル券	漁船以外の船舶	4257857 ? 4257886	30枚	平成18年12月11日から 平成19年5月31日まで	紀北県税事務所	平成19年7月9日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

県有財産売却公告
県有財産(土地)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令

- 1 一般競争入札により売り払う物件
以下の土地を入札に付し、売り払う。

所在	地番	地目	地積(㎡)	予定価格(円)	入札保証金(円)
橋本市高野口町名古屋字上ノ段	776番2	宅地	151.40	5,030,000	503,000

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低

売払価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 和歌山県が定めるガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び順守することができる者であること。
- (3) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の申込手続を完了した後、平成19年8月29日(水)まで(郵送により申し込む場合は、平成19年8月29日までの

消印があるものを有効とする。)に所定の申込書により和歌山県総務部総務管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みには入札保証金を納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成19年8月1日(水)から平成19年9月13日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。ただし、平成19年8月1日においては午後1時から、平成19年9月13日においては午後1時までとする。

5 入札説明書及び県ガイドラインを交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現地説明を行う場所及び日時

現地において、次の日時に現地説明を行う。

現地説明を行う日時		現地説明を行う場所
平成19年8月11日(土)	午前10時30分	橋本市高野口町名古曾字上ノ段776番2

- 7 一般競争入札等の場所及び期間
- (1) 場所
公有財産売却システムによる。
- (2) 入札期間
平成19年9月5日(水)午後1時から平成19年9月13日(木)午後1時まで
- (3) 開札日時
平成19年9月13日(木)午後1時
- 8 入札の方法
- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は、1回に限り行うことができる。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- 9 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法(県が発行する納付書)により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する(申請により契約保証金に充当する場合を除く。)
- 10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成19年9月27日(木)までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、和歌山県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

14 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称
和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2216

(2) 契約書作成の要否

要

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県和歌川河川公園」の指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称 和歌山県和歌川河川公園(以下「河川公園」という。)

(2) 所在地 和歌山市島崎町、新堀東、宇須及び塩屋地内

(3) 規模 面積71,859㎡

(4) 施設 庭球場、児童野球場、サッカー場、ゲートボール場、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

(1) 河川公園の維持管理に関する業務

(2) 河川公園の有料施設(これに付属する設備及び器具を含む。以下「有料施設」という。)の利用の許可に関する業務

(3) その他和歌川河川公園指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)で定める業務

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

4 申請資格

指定管理者の申請資格は、次の条件をすべてを満たす団体とする。

(1) 指定期間中、安全円滑に河川公園を管理することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

なお、複数の団体での共同(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。ただし、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(2) 河川公園における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

なお、グループによる申請の場合は、代表となる団体が説明会及び現地見学会に参加していれば申請できるものとする。

5 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当す

るグループが行った申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者又はそれらと密接な関係を有していると認められる者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしている団体

(4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又はそれらと密接な関係を有していると認められる者

6 和歌川河川公園指定管理者募集要項及び仕様書(以下「仕様書等」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

(1) 仕様書等の配布

ア 配布期間

平成19年7月31日(火)から平成19年8月21日(火)までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 配布場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

(2) 説明会及び現地見学会に関する事項

ア 日時及び場所

日時 平成19年8月24日(金)午前10時から

場所 和歌山市塩屋一丁目6番地

和歌川河川公園管理事務所

イ 説明会及び現地見学会の内容

仕様書等の説明及び現地の見学

ウ 留意事項

(ア) 指定管理者募集に係る配布資料一式を持参すること。

(イ) 日時及び場所を変更する場合は、参加申込者に事前に連絡する。

(ウ) 参加できる人数は、1団体につき2名までとすること。

7 (3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続

説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申込書に記入の上、持参又はファクシミリにより申し込むこと。

ア 提出期間

平成19年7月31日(火)から平成19年8月21日(火)までの間(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 提出場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

7 問い合わせ先

住所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階

担当課 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

電話番号 073-441-3131(直通)

ファクシミリ番号 073-433-2147

e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市貴志川町上野山字神ノ垣内137番3、水路 紀の川市貴志川町上野山字北畑153番3、153番4、158番、159番3、168番、169番1、169番2、170番、171番、171番1
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市手平4丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀

入 札 公 告

和歌山県警察情報管理単体パソコン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成19年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県警察情報管理単体パソコン 一式

(3) 賃貸借の契約期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日まで。ただし、本契約は、自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

(4) 調達物品の仕様等

和歌山県警察情報管理単体パソコン仕様書による。

(5) 入札金額

月額金額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年度和歌山県告示第960号に規定する和歌山県警察情報管理単体パソコン賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 日時

平成19年7月31日(火)から平成19年8月13日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して平成19年8月9日(木)午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎

1F会議室

(2) 日時

平成19年8月6日(月)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおり

とする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部
3F会議室

イ 入札日時

平成19年9月10日(月)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された

者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Personal Computer to be required :

Name : Wakayama Prefecture Police Personal Computer

Quantity : 180 unit

(2) Time limit for tender :

By hand : Monday, September 10, 2007.10:00 A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, J
apan
phone : 073-423-0110